

---

# 廿日市市公共施設マネジメント基本方針

---

平成25年6月

平成29年3月改訂

平成30年10月改訂

廿日市市

# 目 次

1	方針の位置づけ	2
	(1) 対象施設	
	(2) 方針期間	
2	本市の状況	3
	(1) 人口	
	(2) 財政	
3	公共施設の現状と課題	8
	(1) 建物施設	
	(2) インフラ施設	
	(3) 公共施設の将来更新費用（推計）	
4	公共施設マネジメント基本方針	16
	(1) 全体基本方針	
	(2) 建物施設	
	(3) インフラ施設	
	(4) 目標の設定	
5	推進の方策	19
	(1) 推進体制の構築	
	(2) 財源の確保	
	(3) 情報の管理・共有	
	(4) フォローアップの実施方針	

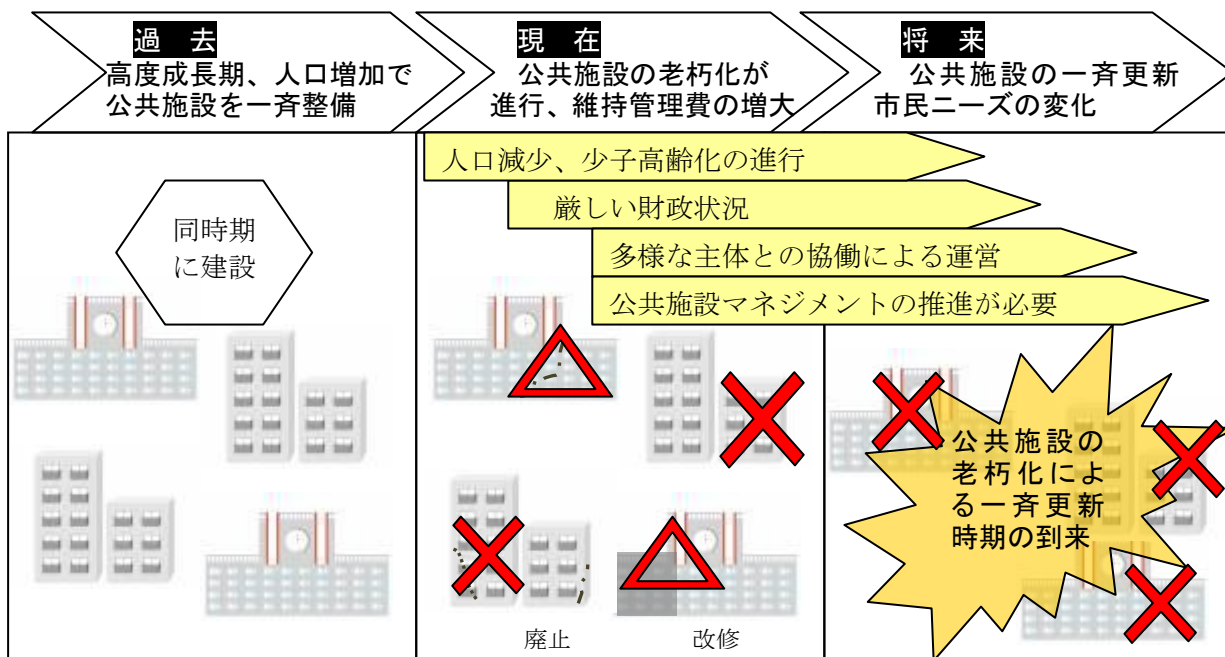
## はじめに

少子高齢化に伴い税収が伸び悩む一方、社会保障関係費は年々増加する傾向にあります。こうした状況は、今後、予測される人口減少に伴い、更に加速するものと考えられます。

これに加え、これまで整備してきた公共施設は、近く更新の時期を迎え、この費用が市財政に大きな負担として顕在化します。

これらのことは、将来の行政サービスの水準維持に影響を及ぼすだけでなく、将来世代への負担となることが懸念されることです。将来の市民にも良質かつ充実した行政サービスを提供するためには、新たな収入源の確保あるいは財政負担を抑制する手段を考えなくてはならない時期にきています。

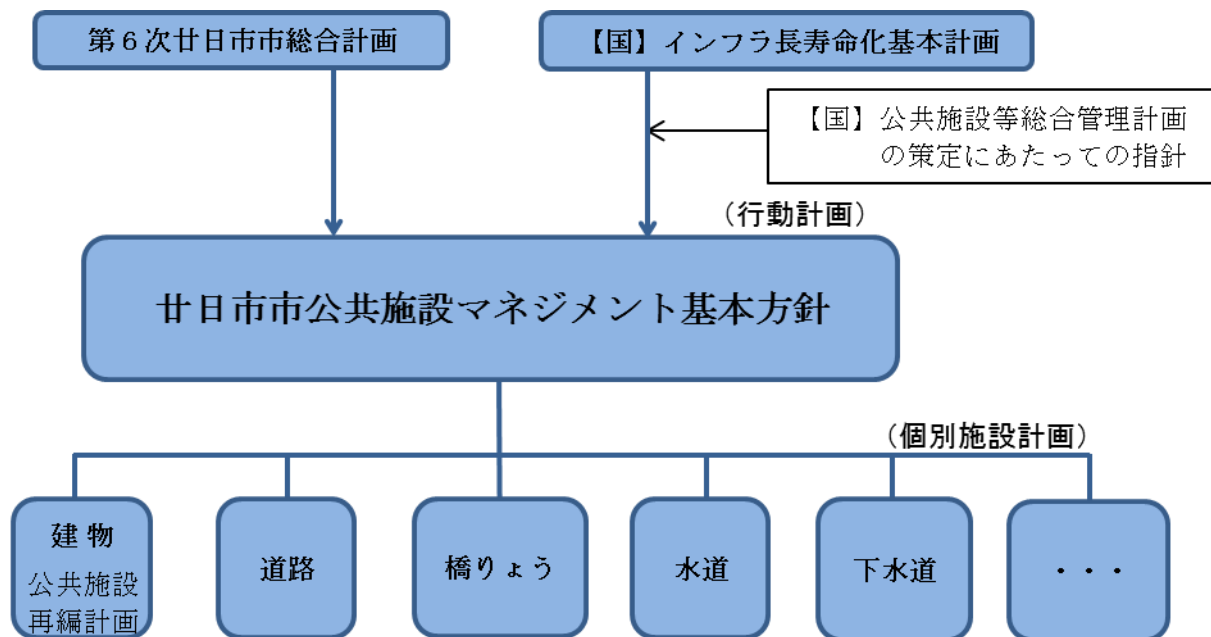
そこで、本方針において、財政負担の抑制を念頭に、本市の公共施設マネジメントに関する基本的な考え方を示し、市民ニーズや地域特性などに配慮した、公共施設全体の「量（総量縮減）」と「質（管理運営）」の改革に取り組むこととします。



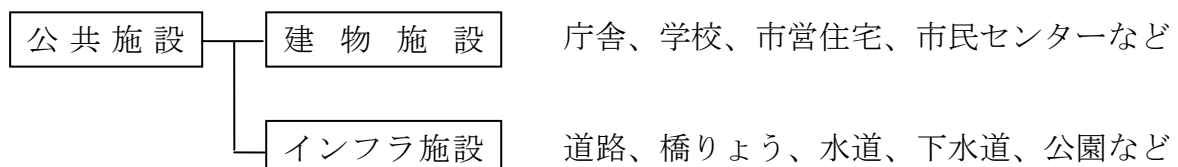
## 1 方針の位置づけ

本方針は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」（平成25年11月）及び総務大臣により発せられた「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（平成26年4月22日 総務省）により計画策定の要請を受け、本市のインフラ施設も含めた公共施設等の維持管理、更新等の基本的な方針を示す公共施設等総合管理計画として位置づけます。また、市の上位計画である「第6次廿日市市総合計画」（平成28年3月）の基本認識のもと、本市の将来像を踏まえた方針とするものです。

なお、本市ではインフラ施設を除く建物施設を対象に基本的な考え方を示した「廿日市市公共施設マネジメント基本方針」（平成25年6月）を策定しており、同方針に示す建物施設に係る基本的な考え方や方向性を継承するとともに、建物の延べ床面積や築年数等の情報を最新のものに更新し、インフラ施設を含めて改訂版として取りまとめたものです。



### (1) 対象施設



### (2) 方針期間

本方針の期間は平成25年度から平成64年度までの40年間とします。

## 2 本市の状況

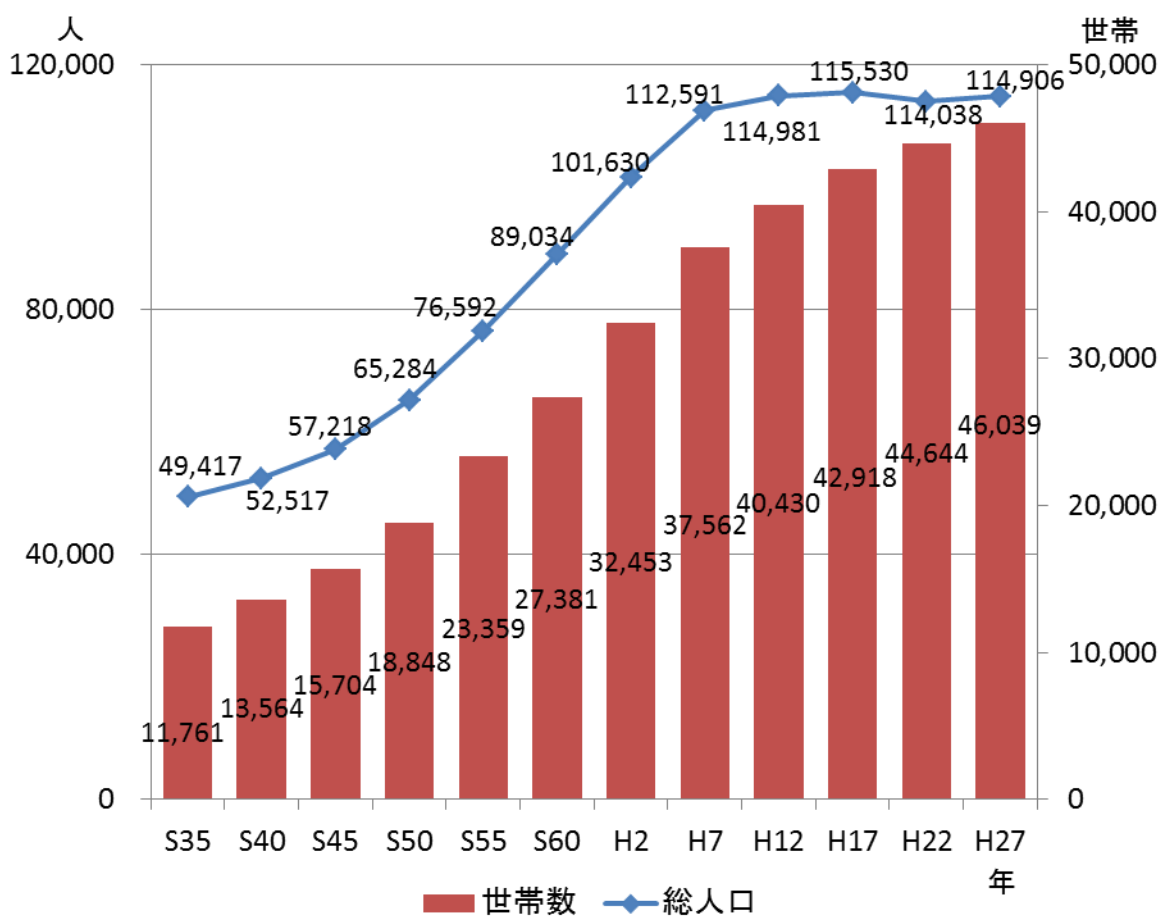
### (1) 人口

#### ア 人口と世帯数の推移

総人口（国勢調査）は、平成17年（2005年）の115,530人をピークに減少しており、平成27年（2015年）では114,906人となっています。

また、世帯数は一貫して増加傾向にあり、平成27年では46,039世帯となっています。

#### ■ 廿日市市の総人口・世帯数の推移



## イ 将来推計人口

国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計によると、平成52年（2040年）の人口は、89,410人と平成22年に比べ24,628人（21.6%）減少すると予測されています。

また、人口の減少と合わせて、年少人口、生産年齢人口も減少し、一方で老年人口、とりわけ75歳以上人口が増加することになり、より一層、少子高齢化が進むこととなります。

人口減少は、事業所の収益の低下や納税者の減少など、税収の低下につながる懸念されます。生産年齢人口の減少は、市民税等の納税者の減少へ、また、老年人口の増加は社会保障関係費の増加につながる懸念があります。

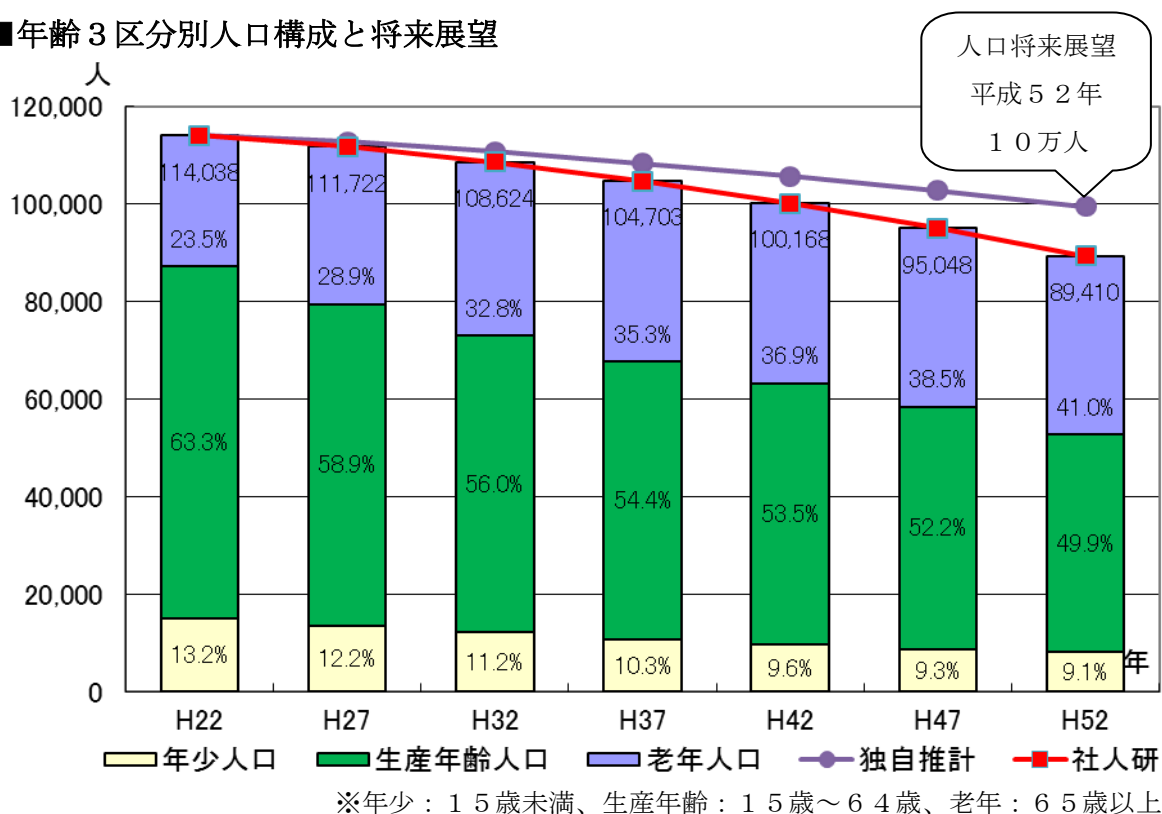
## ■ 廿日市市人口の将来推計

(単位：人)

	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	平成47年 (2035)	平成52年 (2040)	平成22年(2010) →平成52年(2040) 比較	
								差	割合
老年人口	26,812	32,259	35,596	36,984	36,956	36,603	36,654	9,842	36.7%
生産年齢人口	72,195	65,845	60,859	56,925	53,596	49,646	44,622	△ 27,573	△38.2%
年少人口	15,031	13,618	12,169	10,794	9,616	8,799	8,134	△ 6,897	△45.9%
合 計	114,038	111,722	108,624	104,703	100,168	95,048	89,410	△ 24,628	△21.6%

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」（平成25年3月推計）より

## ■ 年齢3区分別人口構成と将来展望



## (2) 財政

### ア 歳入及び歳出決算額の推移

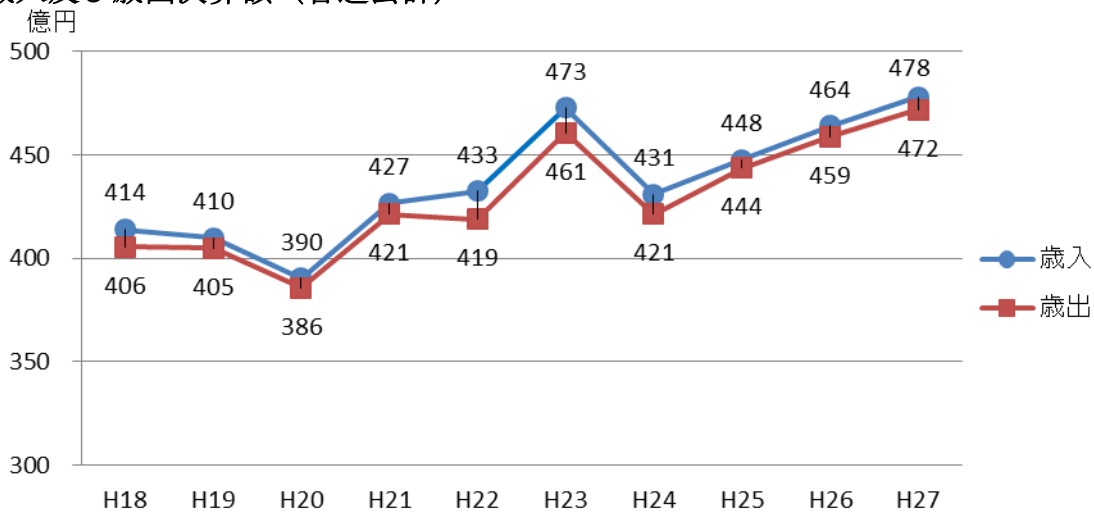
普通会計における過去10年の決算額は「歳入及び歳出決算額」グラフのとおり推移しており、歳入における年平均額は437億円、歳出における年平均額は429億円です。

平成27年度（2015年度）における普通会計決算は、歳入総額が478億350万円、歳出総額が471億7,731万円となっています。

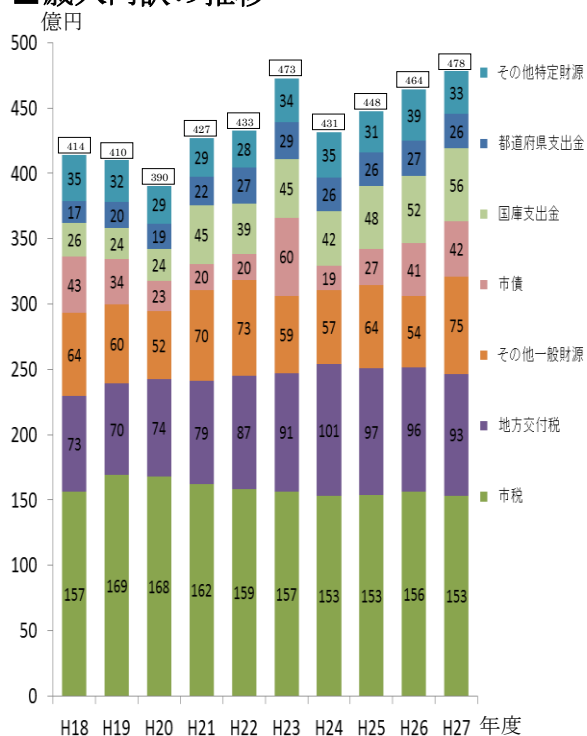
歳入では、市税が約1/3を占めていますが、残りの2/3は地方交付税、国・県からの支出金や市債などです。

歳出では、人件費、扶助費（社会保障費など）、公債費（市債の償還）の義務的経費が全体の半分を占め、これに投資的経費を含めると全体の2/3を占めます。

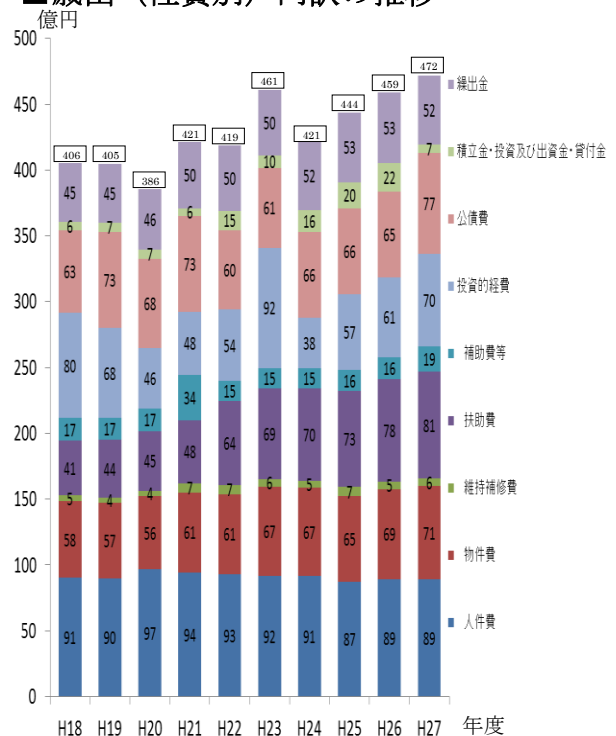
### ■歳入及び歳出決算額（普通会計）



### ■歳入内訳の推移



### ■歳出（性質別）内訳の推移



## イ 投資的経費（災害復旧費を除く）の推移

投資的経費は、平成18年度（2006年度）以降、年間38億円～91億円程度で推移し、年平均額は約61億円となっています。

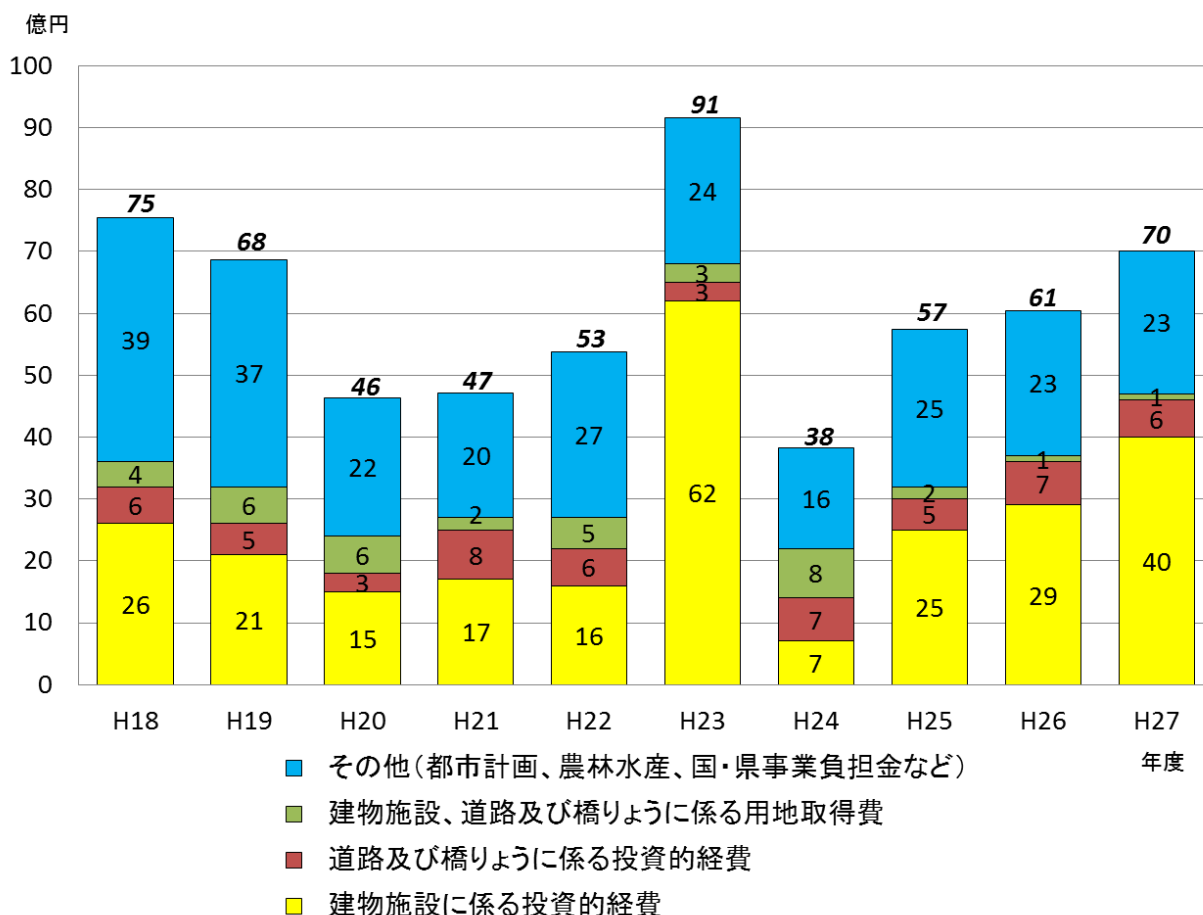
このうち建物施設は、年間7億円～62億円で推移しており、年平均額は約26億円です。

一方、インフラ施設の道路及び橋りょうの投資的経費及び建物施設、道路及び橋りょうに係る用地取得費は、年間6億円～15億円程度で推移しており、年平均額は約9億円となっています。

街路や土地区画整理などの都市計画事業、林道や漁港などの農林水産事業のほか、事業主体が国や県となる事業負担金など、その他の投資的経費は、年間16億円～39億円で推移し、年平均額は約26億円となっています。

公共施設をこれまでと同様の考え方で更新すれば、更に多額の予算が必要となり、少子高齢化の進行による社会保障関係費の増加や、老朽化する公共施設の維持管理経費の増加、普通交付税の合併算定替の段階的な減少などにより、更に厳しい財政状況になることが予想されます。

### ■投資的経費の内訳



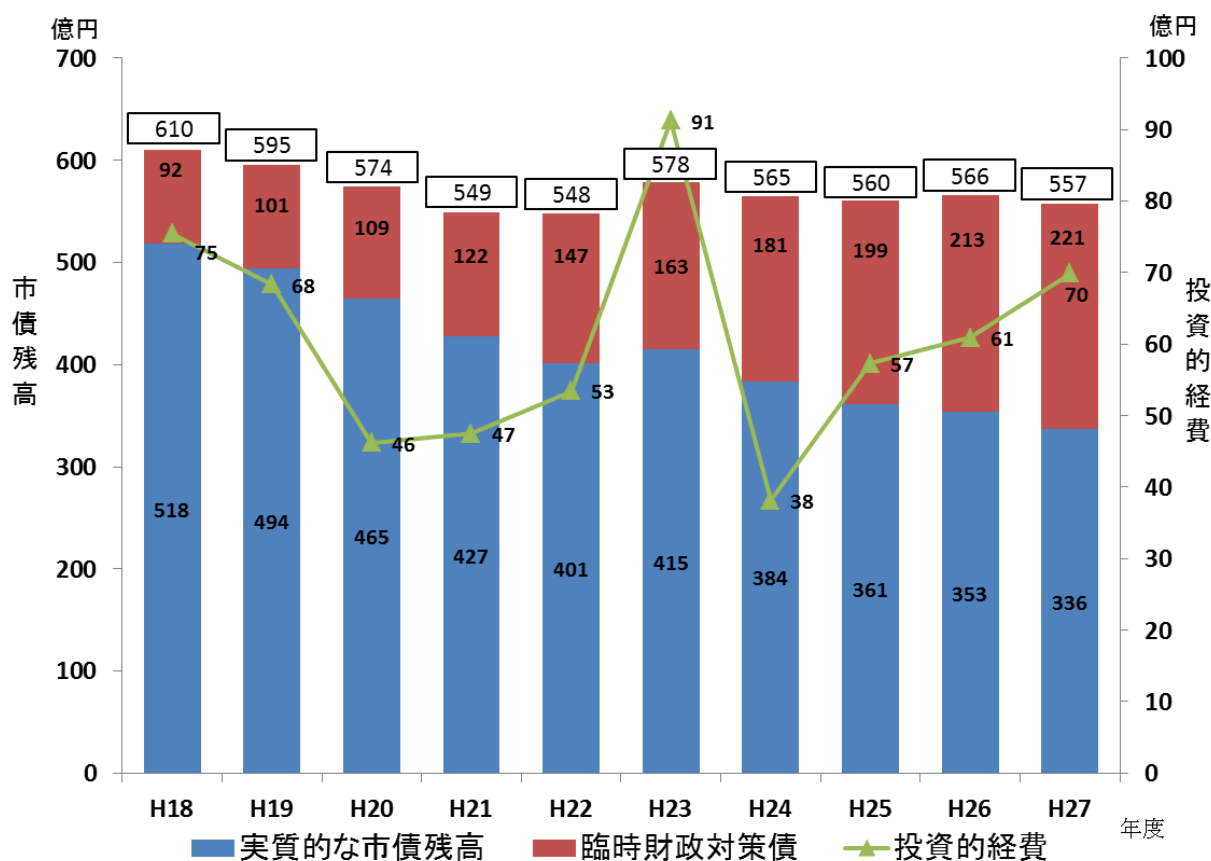


## ウ 投資的経費と市債残高の推移

本市の過去10年間の公共施設（水道・下水道を除く。）への投資的経費は、年間38億円～91億円程度で推移し、年平均額は約61億円となっています。

市債残高のうち実質的な残高となる事業債は、平成18年度（2006年度）に518億円であったものが、平成27年度（2015年度）では336億円にまで減少しています。しかしながら、国からの普通交付税の不足分を補う形の借入金である臨時財政対策債の増加により、平成27年度における市債の総額は557億円となっています。

### ■投資的経費と市債残高の推移



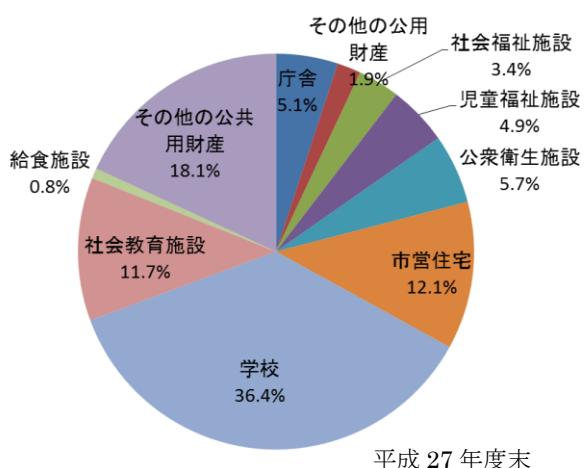
### 3 公共施設の現状と課題

#### (1) 建物施設

##### ア 分類別延べ床面積

市庁舎や小・中学校などの大規模なものから、集会所や公園トイレなどの小規模なものまで合わせると、593施設、総延べ床面積は約50万5千㎡になります。

市民一人当たりの建物施設の延べ床面積は4.04㎡で、全国平均3.22㎡<sup>※</sup>に比べると、0.82㎡上回っています。これにより、総延べ床面積は約10万㎡多くなっており、これら建物施設の維持が課題となっています。



#### ■建物施設の保有状況

分類	(例示)	平成23年度末現在			平成27年度末現在				
		施設数	延べ床面積 (㎡)	割合	施設数	延べ床面積 (㎡)	割合		
行政財産(建物)	公用財産	庁舎	(本庁、支所)	6	25,586.15	5.0%	6	25,483.19	5.1%
		その他の公用財産	(消防庁舎、分団車庫)	55	9,770.11	1.9%	54	9,738.52	1.9%
	福祉施設	社会福祉施設	(福祉保健センター)	11	17,255.86	3.4%	11	17,255.86	3.4%
		児童福祉施設	(保育所、児童館)	31	24,855.34	4.8%	30	24,610.08	4.9%
		公衆衛生施設	公衆衛生施設	(火葬場、診療所、焼却場)	14	28,519.53	5.5%	15	28,575.11
	住宅	市営住宅	(市営住宅)	36	60,573.15	11.8%	35	60,896.97	12.1%
	教育施設	学校	(小学校、中学校、幼稚園)	30	193,034.42	37.5%	28	183,430.07	36.4%
		社会教育施設	(文化センター、体育館、図書館、市民センター)	43	59,621.87	11.6%	43	59,009.25	11.7%
		給食施設	(給食センター)	3	4,111.21	0.8%	3	4,239.50	0.8%
	その他の公共用財産	(集会所、駐輪場、市民活動センター、ポンプ所)	369	90,976.77	17.7%	368	91,336.12	18.1%	
計 (行政財産・建物)		598	514,304.41	100%	593	504,574.67	100.0%		
普通財産(建物) (計)			5,920.38			12,243.75			

※ 一人当たりの建物施設延べ床面積の全国平均は、総務省が平成24年3月に公表した「公共施設及びインフラ施設の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」による。また、本市一人当たりの建物施設延べ床面積については、この方法により算出した。

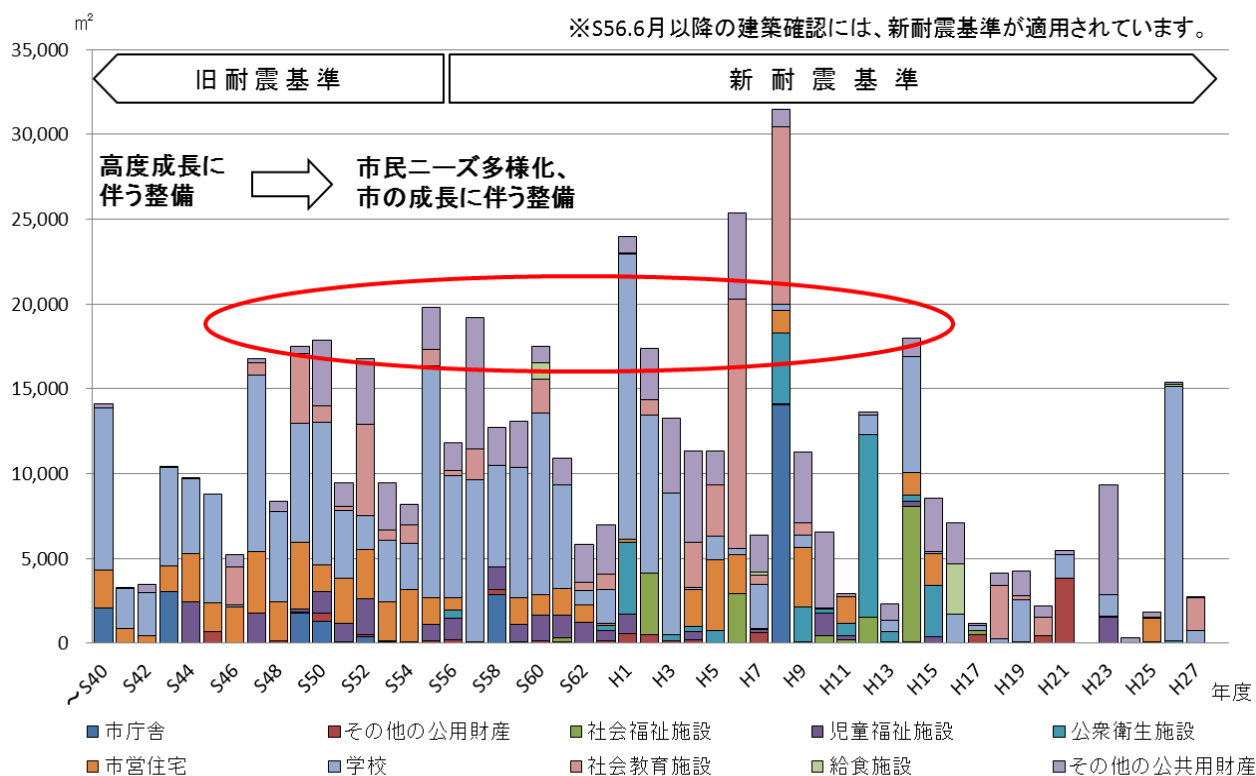
## イ 年度別にみる整備状況

年度別の整備状況をみると、それぞれの時代背景を受けて整備されていることが分かります。

全国的には、高度成長期に集中して整備している傾向がありますが、本市はベッドタウンとして発展してきたため、高度成長期以降も増加を続ける人口に合わせて市営住宅や学校などを集中して整備し、その後も、多様化する市民ニーズや市の成長に合わせて、庁舎、スポーツセンター、文化センター、観光交流施設などを整備してきました。

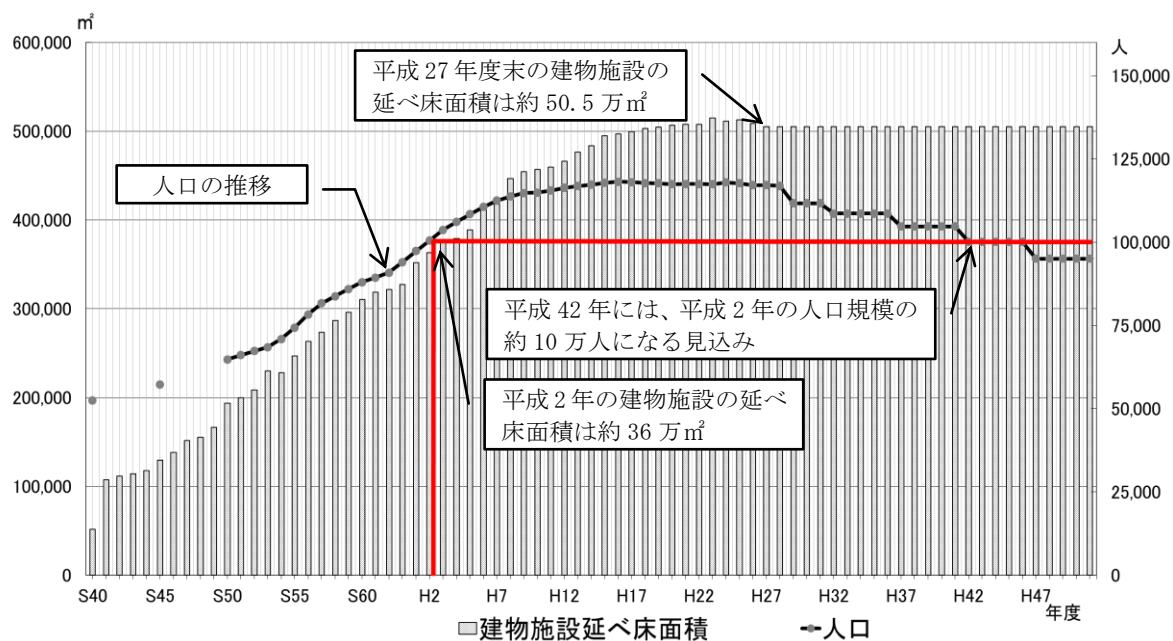
このことは、施設の一斉更新が長期間続くことを意味しており、これまで整備してきた建物施設が、今後一斉に大規模改修や建替えなどの更新時期を迎えるとともに、旧耐震基準で整備した建物の耐震性の確認、対応も含め、これらに係る費用が市の財政状況に大きな負担となることが想定されます。

## ■ 建築年度別延べ床面積



本市における平成42年（2030年）の人口は、平成2年（1990年）の人口規模である約10万人と予測されています。人口減少に伴い建物施設のあり方について、市民ニーズの変化とのギャップが生じることも想定され、中・長期的な視点で今後の建物施設について議論が必要となります。

### ■建物施設延べ床面積と人口の推移



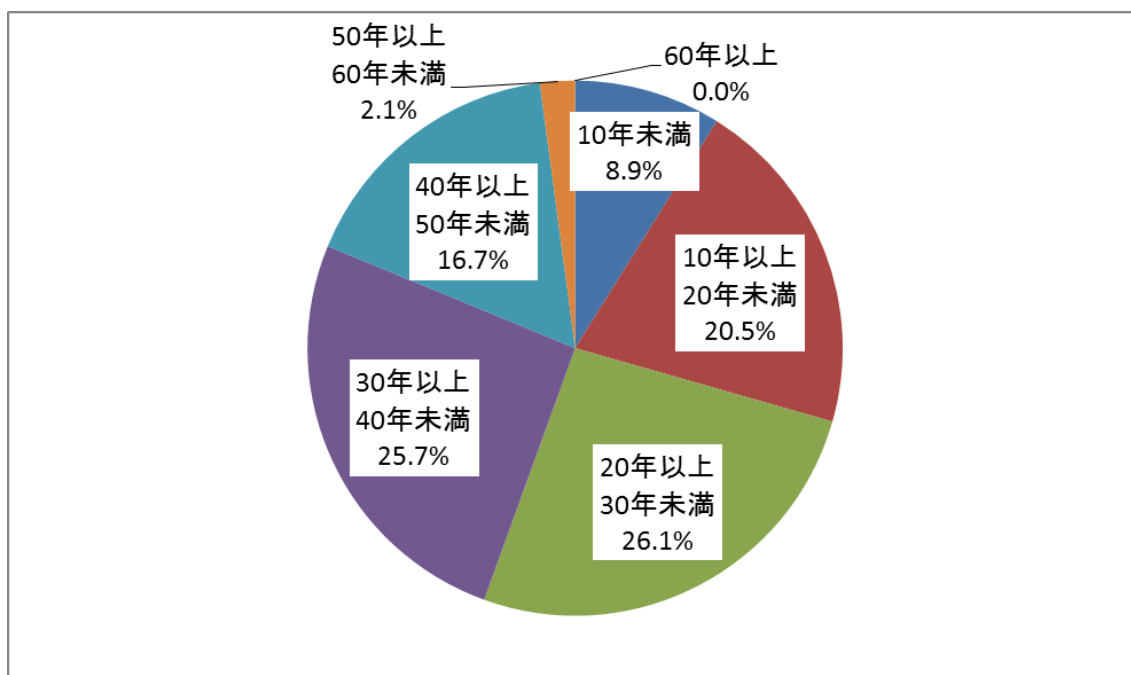
## ウ 経過年数別延べ床面積

建物の経過年数では、平成27年度（2015年度）末現在で、築50年以上（昭和40年度以前）の建物は全体の2.1%ですが、築30年以上の建物になると44.5%となり、全体の半数近い数字になります。

更にあと10年経過すれば、築30年を経過する建物が全体の70.6%を占めることとなり、このうち築50年を経過する建物は18.8%を超えます。

建築後30年で大規模改修、築60年で建替えを行うと仮定した場合、長期間継続して整備した建物施設の計画的な対応が必要となります。

### ■経過年数別延べ床面積（平成27年度末現在）



経過年数	延べ床面積	構成比	構成比累計
60年以上	28 m <sup>2</sup>	0.0%	
50年以上 60年未満	10,634 m <sup>2</sup>	2.1%	2.1%
40年以上 50年未満	84,082 m <sup>2</sup>	16.7%	18.8%
30年以上 40年未満	129,650 m <sup>2</sup>	25.7%	44.5%
20年以上 30年未満	131,704 m <sup>2</sup>	26.1%	70.6%
10年以上 20年未満	103,651 m <sup>2</sup>	20.5%	91.1%
10年未満	44,826 m <sup>2</sup>	8.9%	100.0%
合計	504,574 m <sup>2</sup>	100.0%	

## (2) インフラ施設

### ア 分類別数量

主なインフラ施設は、下表のとおりです。

インフラ施設はライフラインの一つであり、一般的に建物施設よりも必要性が高いとされています。

このため、インフラ施設については、計画的な保全に努め、長寿命化や適正な維持更新を図る必要があります。

分類	項目	施設数
道路	路線数	2,206 本
	道路延長	633.8 km
	橋りょう	604 橋
	橋りょう延長	7.1 km
	トンネル	7 本
	トンネル延長	0.44 km
公園	都市公園	232 施設
河川	河川延長	375.24 km
急傾斜	箇所数	28 箇所
林道	道路延長	198.61 km
農道	道路延長	75.67 km
農業集落排水施設	管路延長	20 km
ため池	施設数	103 施設
港湾	施設数	25 施設
漁港	施設数	3 施設
水道	管路延長	700 km
下水道	管路延長	469 km

※平成27年度末現在

※橋りょうには林道橋、農道橋を含む。

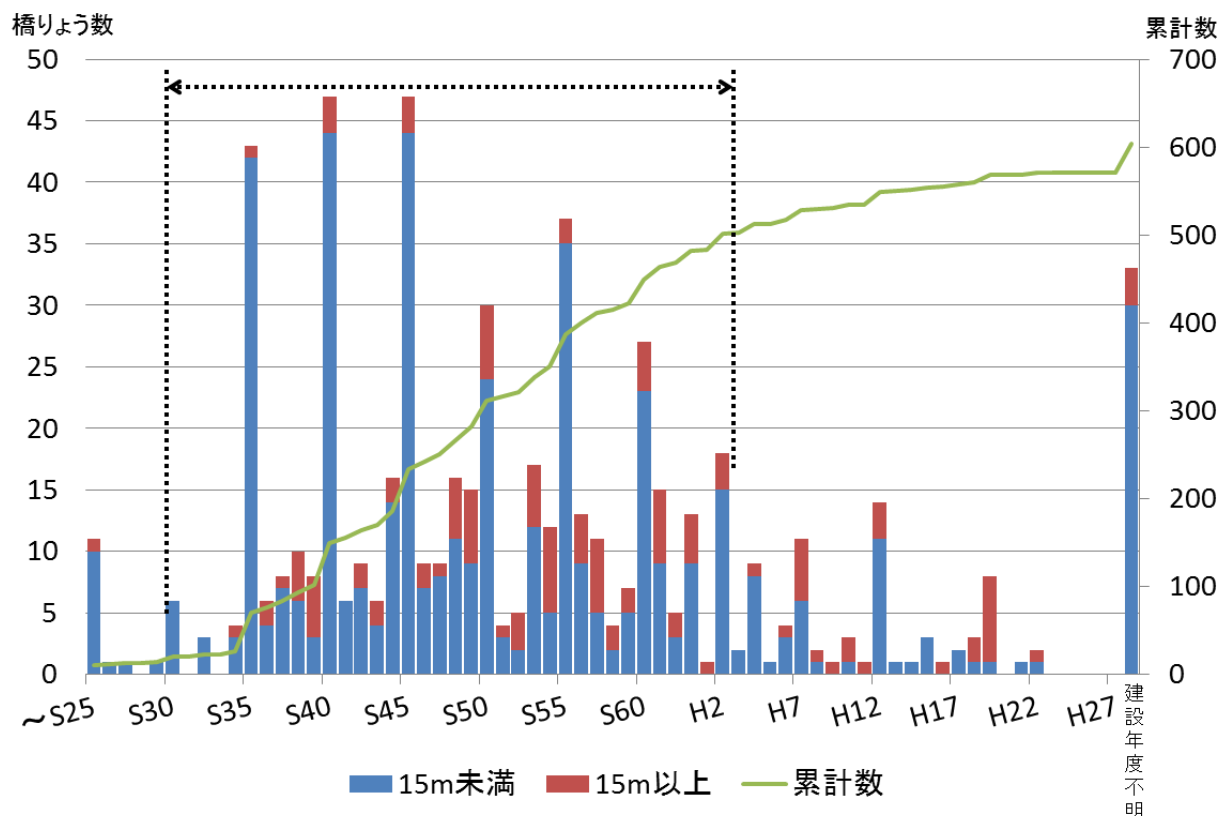
※水道管路延長に簡易水道延長を含む。

## イ 年度別にみる整備状況

インフラ施設は、高度成長期にその多くが整備されているため、老朽化が進行しています。

橋りょうを例にすると昭和30年（1955年）頃から平成2年（1990年）にかけて多く建設され、築30年を経過した橋が464橋、築60年以上のものが20橋あり、これらが更新、維持補修の時期を迎えています。

### ■建設年度別の橋りょう数（平成27年度末現在）



経過年数	橋りょう数	構成比	構成比累計
60年以上	20橋	3.3%	
50年以上60年未満	135橋	22.4%	25.7%
40年以上50年未満	161橋	26.7%	52.4%
30年以上40年未満	148橋	24.5%	76.9%
20年以上30年未満	66橋	10.9%	87.8%
10年以上20年未満	30橋	5.0%	92.8%
10年未満	11橋	1.8%	94.6%
建設年度不明	33橋	5.4%	100.0%
合計	604橋	100.0%	

### (3) 公共施設の将来更新費用（推計）

財団法人自治総合センターが平成23年3月に公表した「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」の試算方式<sup>(※1)</sup><sup>(※2)</sup>を基に、将来更新費用を推計しました。なお、推計値は一定の条件のもとに機械的に試算した理論値です。

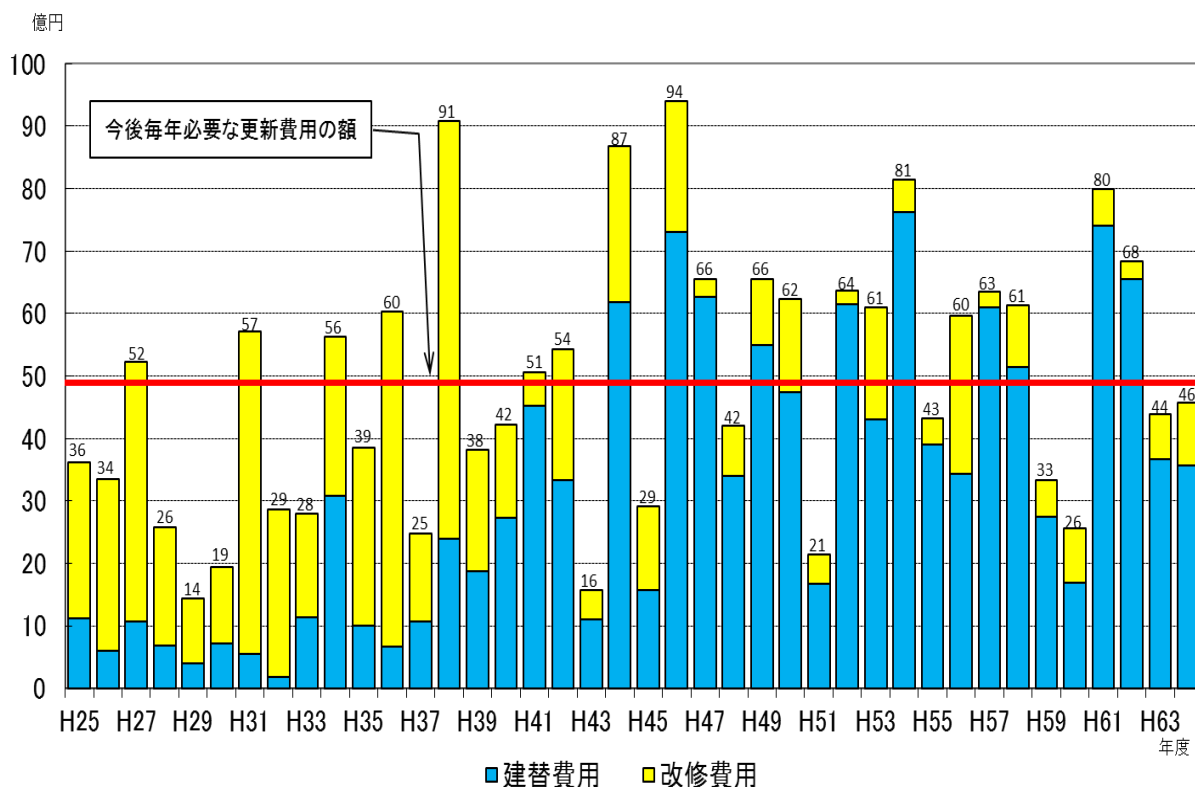
#### ア 建物施設

推計の結果、平成39年（2027年）までは改修（大規模修繕）が多く、その後は建替えが多くなることが判明しています。

改修と建替えを合わせた将来更新費用は、40年間で約1,964億円（年平均額約49億円）が必要と推計され、市民一人当たり換算すると、年平均額で41,984円の負担となります。これは、同試算方式で総務省が算定した全国平均額の年32,910円を約9,000円上回っています。

今後の厳しい社会経済状況を勘案すると、推計された施設更新費用を継続して確保することは非常に困難であると予想され、総合的かつ長期的な視点で総量（延べ床面積）を縮減する対策が強く求められます。

#### ■将来更新費用（建替・改修）の推計



(※1)

建物施設の種類ごとに、同じ延べ床面積で更新すると仮定し、その延べ床面積の数量に用途別の更新単価を乗じることにより、平成25年度から40年分の更新費用を試算する方式。

建築物の耐用年数は60年とし、附属設備及び配管の耐用年数が概ね15年であることから2回目の改修を迎える建築後30年で建築物の大規模改修を行い、その後30年で建替えると仮定している。

なお、この試算には、建替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等の費用も含まれている。



## イ インフラ施設

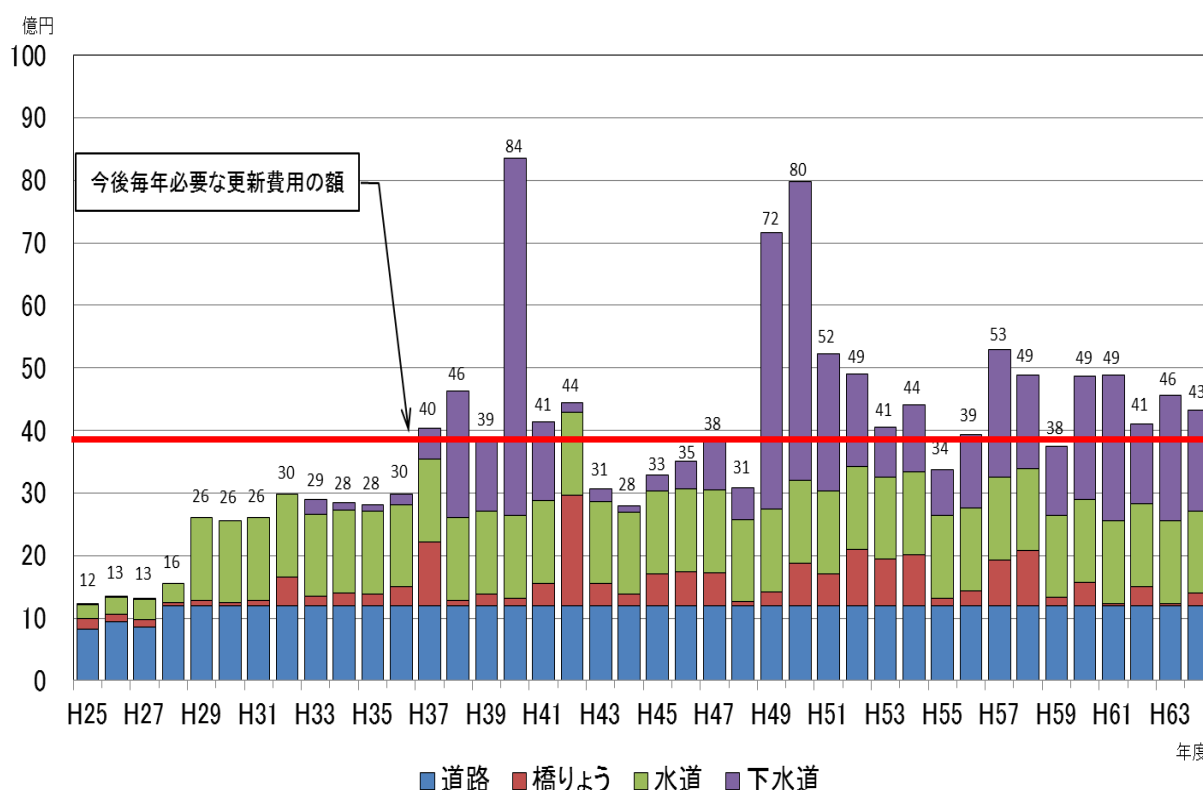
推計の結果、下水道管の更新費用は、平成40年（2028年）、49年（2037年）、50年（2038年）に特に多くなることが判明しています。これは、昭和50年代、60年代の大規模団地の開発等に伴い布設された管路が更新時期を迎えるためです。

また、橋りょうは昭和40年（1965年）、45年（1970年）に多く建設されており、平成37年（2025年）、42年（2030年）に更新時期を迎えます。

道路、橋りょう、水道（簡易水道を除く。）、下水道の将来更新費用は、40年間で約1,545億円（年平均額約39億円）が必要と推計され、市民一人当たりで換算すると、年平均額で33,028円の負担となります。これは、同試算方式で総務省が算定した全国平均額の年32,560円と同水準です。

インフラ施設については、定期的な点検などの予防保全を実施することで長寿命化を推進するとともに、水道、下水道、道路等の更新時期の整合を図るなど効率的に整備することが必要となります。

### ■将来更新費用の推計



(※2)

道路については、舗装の耐用年数が10年であること及び舗装の一般的な供用寿命が12年～20年であることを踏まえ、更新を15年と仮定。

橋りょうについては、整備した年度から法定耐用年数の60年を経た年度に更新し、構造が鋼橋であるものは鋼橋で、それ以外の構造のものはPC橋として更新すると仮定。

水道については、法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定。

下水道については管路更生工法とし、整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定。

## 4 公共施設マネジメント基本方針

### (1) 全体基本方針

これまでの現状と課題の分析から公共施設（建物施設、インフラ施設）の縮減、長寿命化は将来的な課題として取り組むべき重要な課題であり、公共施設の総合的かつ計画的な管理運営を実現させるため、3つの基本方針を掲げ、量と質の改革に取り組みます。

#### ア 総量の適正化

社会ニーズの変化への対応を考慮した計画を推進し、総量の適正化に取り組みます。（統廃合・複合化、適正供給）

#### イ 長寿命化等の推進

施設の点検・診断の実施を行い、予防保全や耐震化に努め、安全確保をしつつ長寿命化の推進に取り組むとともに、施設の整備、改修にあたっては、ユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、誰もが安全で快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化に努めます。

#### ウ 効率的かつ効果的な管理運営

管理運営については、民間活力の活用、効果的な資産活用、広域的連携も視野に取り組むものとします。

### (2) 建物施設

建物施設の更新問題に対し、将来の社会状況や財政状況、市民のニーズを見据えて建物施設を更新していくためには、個々の施設ごとに市民ニーズや維持管理の方法を考えるのではなく、市全体のニーズを踏まえた上で、建物施設の全体最適化を図った施設マネジメントを推進していく必要があります。

施設を単なる設置目的を達成するためのハコ、あるいは市民活動の場としての提供という視点でなく、「資産」として効果的、効率的に有効活用しつつ管理していく視点で、「残す施設」、「残さない施設」の判断をもとにマネジメントを推進します。

#### ア 総延べ床面積を縮減します。

原則として新たな建物施設は建設しません。

現在ある建物施設は、集約化や統廃合を進め、総延べ床面積を縮減します。

ただし、老朽化等への対応やまちづくりの視点による時代のニーズに対応するため、新たな建物施設を建設する場合は、規模の縮小化、又は他の建物施設を同面積以上、廃止（予定も含む。）します。

#### イ 機能を重視した再配置を進めます。

建物施設のあり方については、社会情勢の変化に伴う必要性について市民とともに検討し、建物施設が担う機能を中心に考え、地域特性や時代（市民）のニーズを考慮した建物施設の再配置を行います。

#### ウ 資産の有効活用を図ります。

建物施設を経営資源として捉え、行政財産の貸付等や統廃合によって生じた跡地等の売却などを検討し、主に将来の建物施設の維持更新、機能の充実に充てる財源とするなど、積極的に資産の有効活用を図ります。

また、老朽化等への対応やまちづくりの視点による時代のニーズに対応するため、新たな建物（機能）が必要になった場合は、既存の建物施設のリノベーションやコンバージョンと併せて、民間施設の活用も検討します。

さらに、市のみならず、近隣市町との連携を視野に入れ、広域化や機能分担を検討します。

#### エ 効率的・効果的な管理運営を進めます。

建物の維持管理における包括的委託や指定管理者による管理運営等、民間活力の活用を積極的に図り、効率的・効果的な管理運営を行います。

また、設置目的や公共性、広域性、機能・規模などさまざまな視点から施設の必要性を検討・判断し、存続させる建物については、安全性の確保を第一に、計画的な維持修繕による長寿命化、耐震化により、財政負担の軽減と平準化を図ります。

#### オ 一元的なマネジメントを行います。

全体最適の視点による活用戦略の策定や、長期的な施設更新の課題解決を図るため、施設の利用実態や重要度、あるいは老朽度合、維持管理費用等に関する情報を収集するなど、一元管理する体制を整備するとともに、施設の更新にあたっては個別の事業計画と全体方針の調整を図りながら、優先順位づけや更新の方針などについて意思決定するよう庁内横断的な組織体制により推進します。

### (3) インフラ施設

建物施設については、複合化や集約化等による総量縮減により、修繕・更新コストを抑制することは可能ですが、市民の生活を支える地域に密着した施設である道路、橋りょう等のインフラ施設については、一度整備したものを廃止することは現実的ではありません。そのため、これまで整備してきたインフラ施設の長寿命化計画あるいは公営企業の経営戦略等に基づき、計画的な点検、修繕、更新を行っていくことを基本的な考え方とします。

#### ア 予防保全型の維持管理を行い、施設の長寿命化を推進します。

道路・橋りょう・水道・下水道・公園など施設種別ごとの特性を踏まえ、定期的な点検・診断を行います。点検・診断のデータを効果的に活用することで、計画的な修繕・維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

#### イ 整備計画に基づき適正な供給を図ります。

インフラ施設については、まちづくりと連携し、中長期的な経営視点に基づ

く計画的な整備を行うこととし、財政状況等に基づいた適正供給を推進します。  
 また、水道（上水道、簡易水道）、下水道（農業集落排水施設を含む。）については、独立採算を原則として、社会経済情勢に応じた経営全般の視点で検討します。

**ウ 効率的・効果的な維持管理を進めます。**

PPP／PFI手法など積極的に民間活力を活用し、包括的委託等による効率的・効果的な管理運営や安全性や利便性を維持・向上していくため、新技術の活用など検討します。

**エ 個別計画に基づくマネジメントを行います。**

施設ごとの個別計画に基づき、維持管理費の平準化とトータルコストの縮減を図ります。また、総合的かつ計画的な管理を行うため、個別計画のない施設については、順次策定を進めていきます。

**(4) 目標の設定**

**ア 建物施設**

本市の平成42年（2030年）の人口は、平成2年（1990年）当時の人口規模、約10万人に戻ると予測されています。当時の建物施設の総延べ床面積は36万㎡で、現在と比べると約14万㎡少ない状況にありました。

平成27年度末現在の市民一人当たりの建物施設の延べ床面積は4.04㎡で、全国平均の3.22㎡を0.82㎡上回っており、総延べ床面積に換算すると約10万㎡多くなります。

こうした現状を踏まえ、建物施設の総量縮減に取り組むこととし、当面の目標として、今後40年間で総延べ床面積を10万㎡、約2割を縮減することとします。

指 標	平成 23 年度末	平成 27 年度末	平成 64 年度末
総量（総延べ床面積）の縮減	514,304 ㎡	504,575 ㎡	414,304 ㎡

**イ インフラ施設**

インフラ施設は、市民生活に不可欠なライフラインであるため、建物施設のように複合化や集約化することは容易にはできません。

事後保全から予防保全への転換を推進し、施設の長寿命化と維持管理費用の平準化（トータルコストの縮減）を図り、経営の視点で計画的な整備に努め、適正供給を図っていきます。

## 5 推進の方策

### (1) 推進体制の構築

社会経済情勢の変化に対応した公共施設マネジメントを推進するため、廿日市市公共施設マネジメント推進委員会を設置し、総量の適正化、長寿命化の推進、効率的かつ効果的な管理運営を図るとともに、PDCAマネジメントサイクルによる実効性のあるマネジメントを推進します。

また、公共施設の更新問題は全庁的に取り組むべき課題であり、そのためには職員一人ひとりが問題意識を持ち、理解して取り組むことが必要不可欠です。そのため、職員研修等を通じて職員への啓発を推進していきます。

### (2) 財源の確保

効果的かつ効率的な公共施設マネジメントを推進していくために、長期的なコスト試算に基づいて、全体の修繕費等を把握し、計画的な施設の維持・更新を行います。その財源としては、国の補助金や地方債の活用などに加えて、統廃合等によって生じる土地や建物の売却や貸付等により歳入確保に努めるとともに、未利用地の売却や資産の貸付等を積極的に行います。

また、施設等を利用する人と利用しない人との負担の公平性を図るため、必要な経費を利用者が負担する受益者負担の適正化に取り組みます。

### (3) 情報の管理・共有

公共施設に関する情報は、データ化により一元管理し、庁内での情報共有を図ります。また、各部署で定期的な更新を行い、活用を図ります。

施設の集約化、統廃合、廃止、除却、民間活力の導入等にあたっては、市民との情報共有を図りながら全体最適の視点で進め、広報はつかいちやホームページ等で、利活用状況に関する情報や取り組みの成果などを情報発信し、市全体での共有を図っていきます。

### (4) フォローアップの実施方針

本方針は、人口動態をはじめとした社会情勢の変化や国・他市の動向、マネジメントを推進する上で生じる新たな課題などを的確に把握し、状況に応じて見直すこととします。